

# 巨理町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(令和2年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、巨理町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等に支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 この規則において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 評議員 巨理町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に規定する評議員をいう。
- (2) 理事 定款18条に規定する理事（理事たる会長及び副会長並びに常務理事を含む。）をいう。
- (3) 監事 定款18条に規定する監事をいう。
- (4) 会長が委嘱又は依頼した各種委員、相談員、職員以外の事務局長（以下「事務局長」という。）

(報酬)

第3条 評議員に対しては、定款第9条の規定により報酬を支給しない。

- 2 理事のうち会長に対しては、定款第23条の規定により報酬を支給するものとし、それ以外の理事に対しては、報酬を支給しない。
- 3 監事、並びに前条第4号に規定する各種委員、相談員に対しては、報酬を支給しない。
- 4 事務局長に対しては、報酬を支給する。

(会長等及び事務局長の報酬と勤務日)

第4条 会長等及び事務局長の報酬は、次のとおりとする。

(1) 会長 月額 50,000円

(2) 常務理事 月額 130,000円

(3) 事務局長 再雇用職員の規定に準じて会長が定める。

2 会長の勤務日は、週3日とし、1日3時間とする。ただし、週9時間の範囲で1日の勤務時間及び週の勤務日数を調整することができる。

3 常務理事の勤務日は、週4日とし、1日7時間とする。ただし、週28時間の範囲で1日の勤務時間及び週の勤務日数を調整することができる。

4 常務理事を職員が兼ねる場合は、第1項の報酬は支給しない。

5 事務局長の勤務は職員の規定に準ずる。

6 会長等及び事務局長に支給する報酬は、職員に対する給与の支給に準じて月1回支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等(会長等及び事務局長を除く。)が亘理町内において社協の評議員会、理事会、各種委員その他の会議に出席したときは、その費用弁償として別表に定める額を支給する。ただし、地方公共団体の職員及び社協職員と役職を兼ねる役員等を除く。

(公表)

第6条 社協は、この規則をもって社会福祉法(昭和28年法律第45号)第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬及び費用弁償の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の議決によりこれを行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月29日制定の亘理町社会福祉協議会役職員給与等支給規程を廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

役員等名	費用弁償の額		備考
評議員	日額	2,000円	
理事（会長等を除く。）	日額	2,000円	
監事	日額	2,000円	
総合企画部会、財政部会、 広報部会、福祉推進部会	日額	2,000円	
生活相談員	日額	3,500円	
亘理町ほのぼの園運営委員	日額	2,000円	
会長が委嘱、依頼した各種委員	日額	2,000円	